

# 被災工事・業務

## 出来高で年度内支払い

### 国交省 損害確認の手続き簡素化

国土交通省は、東日本大震災で被災した施工中の直轄工事・業務（営繕工事、港湾工事と空港工事を除く）に関する出来高の確認と支払い方法の取り扱いを決め、15日付で東北地方整備局、関東地方整備局、北海道開発局の関係部署に通知した。被災によって本年度内に完成する見込みがなくなった工事については出来高と品質が確認できた部分を本年度に支払い、残り（やり直しも含む）を翌年度の完成時点で支払う。本年度内に完成する工事は通常の支払いとする。損害確認の手続きを簡素化し、被災企業の資金繰りに配慮する。

### 企業の資金繰りに配慮

被災前の工事の出来高を確認する。は受注者が提出する被災損害状況については、前の工事出来高内訳書と実施工程表付き履行報告書で確認し、被災前の業務の出来高は業務計画書と履行状況などの資料でそれぞれ確認する。大

震災で被災した企業の厳しい資金繰り状況などを勘案し、通常の現地での確認作業などを省き、手続きを簡素化することで受注者への迅速な支払い

支払いは、被災したのが本年度内に完成する工事は通常の支払いとする一方、被災で本年度内に完成する見込みがなくなった工事については、▽本年度の出来高を年度内に

中間前金払いの工事についてはは既済部分払いができる特例を活用して同様の手続きとなる。国債工事についても同様に取り扱い。

例えば、被災前までに出来高10割の状況だったが、被災で1割が壊れたとすると、本年度に品質の確認ができた9割の出来高を支払い、被災によって支障のあった残りの部分（1割）はやり直す分を含め翌年度の完成した時点で支払う形となる。

本年度内に完成する見込みがなくなった工事とは、被災した工事と、被災しなかったが、震災によって受注者が影響を受けたために本年度内に完成する見込みがなくなった工事とする。

支払い、残りを繰り越す▽すべてを繰り越すの二つの方法を取る。

すべてを繰り越す場合は翌年度の完成した時点で支払いを行う。年度内に完成する見込みがなくなった工事のうち、中間前払い以外（前金払いまたは出来高部分払い方式）の工事については、受注者と発注者間で契約時に交わした部分払いの回数を変更。出来高と品質を確認した上で、本年度分の出来高に対して支払いを行い、残りは翌年度の完成時点で支払う。